千葉市議会政策調整会議　協議概要

１　日　時　令和８年１０月２６日（月）
午後２時から２時１８分まで

２　会　場　千葉市役所低層棟６階　第２委員会室

３　出席者　（座　長）伊藤　隆広議員
（委　員）阿部　智議員、岳田　雄亮議員、段木　和彦議員、
亀井　琢磨議員、森山　和博議員、吉川　英二議員、
中村　公江議員、椛澤　洋平議員
（事務局）３人

４　傍聴者　（議員傍聴者）２人（川合　隆史議員、黒澤　和泉議員）
※報道関係及び市民等の傍聴者はなし

５　協議事項及び協議結果

（１）ケアラー支援条例（案）に関する市民意見の概要と市議会の考え方等について

政策調整プロジェクトチーム（以下、「ＰＴ」という）のリーダーである阿部委員より、ＰＴ作成の「ケアラー支援条例（案）に関する市民意見の概要と市議会の考え方（案）」及び「ケアラー支援条例（案）」について説明があり、それらについて協議が行われた。

＜主な意見＞

・　市議会の考え方として、基本理念の「人として」という文言を、「人間として」に修正するとしているが、「個人として」と置き換えている個所があるのは問題ないか。

⇒　「個人として」に置き換えた箇所は、「一人の人として」という文言であり、文脈から「一人の人間」ではなく「個人」という文言が適していると考える。

・　ダブルケアラーや老々介護を行うケアラーを明文化するかどうかは、ＰＴにおいても議論に上がっていたもので、市民と課題意識がリンクしていたと捉えている。最終的に本条例では「ケアラー」として包括的に支援対象としたが、市ではケアラーの個別事情を踏まえた施策を推進してもらいたい。

・　今後の市民周知においては、京都市会のケアラー支援条例制定ＰＴの情報発信を参考に、本市議会の政策調整会議及びＰＴの検討経過や状況がきめ細かく伝わるようにすると良いのではないか。

・　議会において、条例制定後の効果を確認・評価する方法を考えておく必要がある。

＜協議結果＞

両（案）とも、ＰＴ作成の内容のとおりで決定した。また、「ケアラー支援条例（案）に関する市民意見の概要と市議会の考え方」は、市議会ホームページ掲載により市民へ周知することとされた。

（２）その他

ケアラー支援条例は、令和８年第４回定例会への上程で進めることとなった。

また、ケアラー支援条例の提出者は、政策調整会議委員及びＰＴメンバーの連名で提出することとなった。